

指定番号	指定工事事業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
596	アラタ設備	京都市北区大宮北林町20	075-201-4496	075-201-4496		
860	株式会社池本設備	京都市北区上賀茂朝露ヶ原町4-71	075-585-5066	075-585-5539		
199	株式会社いづき	京都市北区紫野雲林院町53-3	075-432-2141	075-415-0628		
10	株式会社入江工業所	京都市北区紫野花ノ坊町23-2	075-491-3613	075-493-6207	○	
266	イワモトエンジニアリング株式会社	京都市北区小山西元町47-2	075-492-7771	075-492-0900		
1007	株式会社エイジ工業	京都市北区西賀茂北山ノ森町6-4	075-366-6969	075-366-6968		
52	株式会社クノリテクニカ	京都市北区大將軍東鷹司町59-3	075-462-2286	075-463-2497		
624	有限会社古北設備	京都市北区紫野上門前町106-4	075-493-7618	075-493-7619		
396	株式会社コム三和	京都市北区紫竹下竹殿町39-4	075-491-1632	075-493-6150		
349	有限会社笹谷工業所	京都市北区大宮玄塚北町8-62	075-495-0871	075-495-4068		
405	株式会社新和建設	京都市北区紫野東藤ノ森町3-4	075-451-8400	075-431-8188		
183	高崎工業	京都市北区上賀茂中ノ坂町34-14	075-721-3370	075-721-5795		
288	タカヤマ設備	京都市北区紫野西蓮台野町71-98	075-491-0771	075-496-4029		
108	東亜管工業株式会社	京都市北区大將軍川端町33-3	075-466-2550	075-466-2555		
110	株式会社東洋設備	京都市北区紫竹下線町95-7	075-491-4089	075-493-5929		
1034	東陽設備	京都市北区上賀茂西上之段町19-14	075-201-4739	075-201-4739		
119	西村工業株式会社	京都市北区上賀茂竹鼻町6	075-721-1027	075-722-8428		
127	株式会社沼田工業所	京都市北区紫野門前町44-20	075-492-6658	075-492-5264		
359	林万電化住設	京都市北区紫竹西高縄町103	075-492-5886	075-492-5886		
421	原谷設備	京都市北区大北山原谷乾町197-15	075-467-2390	075-467-2390		
837	フジヤマ設備	京都市北区大北山原谷乾町36-99	075-462-2767	075-462-2769		
680	松下設備工芸	京都市北区衣笠西馬場町39	075-200-8703	075-200-8714		
156	有限会社丸水設備工業	京都市北区等持院西町32	075-462-8888	075-462-8998	○	
1035	ミヤク住設	京都市北区紫野東舟岡町11-2	075-202-9100	075-203-5560		
708	ヤマシタ管工	京都市北区衣笠高橋町1-18	075-201-6202	075-201-6202		
956	山徳設備	京都市北区紫野中柏野町51-6	075-463-6992	075-465-1423		
355	吉田設備	京都市北区上賀茂岡本町4-4	075-701-5233	075-701-5233		
191	米田電化住設株式会社	京都市北区紫竹上線町11	075-492-6056	075-492-6432		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事事業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事事業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事事業者との間で契約**を行っていただきます。

契約の際は、トラブルなどを防ぐため次の事項に十分ご留意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定工事事業者であることを確認してください。
- 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事事業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事事業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事事業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ 見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。

A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事事業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に○印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事事業者に○印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。

また、○印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事事業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご留意ください。

- ・工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- ・工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- ・追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- ・請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

その他

○印がなくとも、指定工事事業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事事業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。